

# 協働の手引き

～ やってみよう協働！ ～

(職員向け基礎編)

鎌倉市 地域のつながり課

令和3年3月 発行

# はじめに

職員のみなさまへ

この手引きは、協働に取り組んでいる職員だけではなく、協働という言葉自体初めて聞く職員も含めた全ての職員に向けて、市民活動や協働について知っていただき、業務を進めるうえでの手助けとして活用していただくために作成しました。

地域では、「自分たちのまちのためにやってみよう！」と行動する人々による様々な活動が活発に行われています。その活動は、地域での買い物支援などの助け合い、緑の保全活動、子育て支援など多岐に渡ります。

鎌倉市では、そうした活動を更に活性化し、またそれぞれで活動している人同士がつながり連携するまちとして市民活動と協働を推進していくために、平成31年(2019年)1月に「つながる鎌倉条例」が施行されました。その中では、市の責務として「市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする」と定めています。

この手引きには、市民活動や協働ってなに？ということから、鎌倉市にはどんなNPOがあるのか、どのように協働を進めていけばいいのか、鎌倉市が協働で行っている事業の具体例も掲載しています。多様化する地域社会の課題解決には、画一的な行政の取り組みでは行き届かない部分も多々あり、その部分を地域で活動している市民活動団体等と協力して行うことにより、よりよい公共サービスを提供することができます。

協力して事業を行うためには、まずお互いを知ることが大切です。この手引きで市民活動や協働について学んでいただき、ぜひみなさまの業務に活用していただきたいと思います。

# Part 1

## 協働の 基礎知識編

---

# 1

## 市民活動・NPO の 基礎知識

「協働」の第一歩は相手を知るところから始まります。  
まずは、「協働」の相手方となる「市民活動団体（NPO）」や「市民活動」  
に関して学びましょう。

### 市民活動って何？

市民活動は、市民等が行う公益的な活動のことをいいます。例えば、地域の買い物支援などの助け合い、通学路での見守りボランティアといった身近なところから、緑地保全、権利擁護活動、政策提言など様々な活動があります。個人として活動していることもあれば、組織として活動していることもあります。

※鎌倉市では、市民活動と協働を推進するための条例として「**つながる鎌倉条例**」を平成 31 年 1 月に制定していますが、そこでは市民活動の定義を「市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」（宗教、政治、選挙活動を除く。）としています。



## 市民活動はなぜ必要なの？

これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられてきましたが、多様化した社会課題に対し、従来の仕組みでは適切な対応が困難なケースも現れてきています。市民活動は、そうした行政の画一的なサービスでは対応しきれない分野において、市民活動ならではの自由で柔軟な発想を生かしたきめ細やかな対応により、社会課題解決の担い手として重要な役割を果たしています。

また、市民活動は市民からの寄附金を活動資金として行われていたり、活動にボランティアを募ったりと、市民が地域へ関わる際のきっかけにもなり、市民自らが地域課題を「ジブンゴト」として捉え行動していくためにも、市民活動は必要なものであることがわかります。

市民活動を行っている団体を「市民活動団体」や「NPO」と呼びます。

## NPOって何？ 市民活動団体と何が違うの？

NPOは法人格の有無や種類〔特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、一般法人、社会福祉法人、法人格を持たない任意団体など〕に関わらず、社会的なサービス提供や社会問題を解決するために活動している非営利団体を指します。市民活動団体もNPOの中の一つです。

NPOとは**Non-Profit Organization**の略で「**民間非営利組織**」と訳されており、営利を目的とせず、社会的な課題を解決することを目的とした組織を指します。

Non-Profit

非営利

Organization

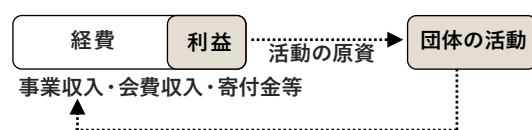
組織

### ■ 特定非営利活動法人(NPO法人)

NPO法人は特定非営利活動促進法に基づいて認証を受け、法人格を取得した団体です。NPOの中の1つの形がNPO法人となります。NPO法人になるためには、団体が「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的」として活動している必要があります、その活動の種類は特定非営利活動促進法において20種類定められています。

## 非営利って何？

非営利とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員に分配せず、団体の活動目的達成のために費用を充てることです。誤解されやすいのですが、利益を上げてはいけないという意味ではありません。利益が上がっても、構成員等に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てなくてはならないということです。



## ボランティア活動って何？

ボランティア活動は個人の自発的・主体的な意思によって行われる金銭的利益を求めない社会貢献活動です。鎌倉市では、市民活動の中に含めています。

ボランティアというと無償というイメージがあると思いますが、活動に必要な実費等を受け取る場合があります、無償で活動しなければならないということではありません。市民活動団体がボランティアの協力をお願いする際にも、交通費等の実費やボランティア活動に関する保険など、目に見えにくいところに費用や人的な負担がかかっています。

## 市民活動団体等の情報はどこで入手できるの？

鎌倉市が設置している「鎌倉市市民活動センター」では地域で活動する市民活動団体等の情報を入手することができます。

### ■ 鎌倉市市民活動センター

市民活動センターは市民活動を活性化する環境を整えるため、市民活動団体の支援を目的としてつくられた施設です。現在は、指定管理者である認定 NPO 法人鎌倉市市民活動センター運営会議が運営しています。

## 【鎌倉市市民活動センター】※通称NPOセンター

NPO センター鎌倉 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所第 2 分庁舎

NPO センター大船 鎌倉市台 1-2-25 たまなわ交流センター 1 階

ホームページ URL: <http://npo-kama.sakura.ne.jp/ce/index.html>

鎌倉市 市民活動センター



ホームページでは市民活動センターに登録している団体（令和 3 年 2 月末現在 370 団体）の情報を見ることができます。また、年に 4 回、市民活動団体の取り組みや市民活動に役立つ情報誌「鎌倉パートナーズ」を発行しており、市役所入口、地域のつながり課、市民活動センターで配架しているほか、市民活動センターのホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



## 2

# 行政と NPO の 協働

そもそも「協働」って何？どうやって「協働」すれば良いのでしょうか。  
協働の進め方や各課で実際に行っている手法、事例を紹介します。

## 協働とは

市と市民活動団体等が責任と役割を分担し、相互の信頼のもと、お互いの資源を持ち寄って協力して解決策を見出そうとすることをいいます。それぞれが単独で取り組むよりも、大きな成果が期待されます。

ただし、あくまで協働は「手段」であり「目的」ではありません。それぞれの主体の目的が合致した場合に、その共通の目的を実現するために協働という手段により実施するものです。

鎌倉市では市と市民活動団体等が協働を行う際の原則を「つながる鎌倉条例」において次ページのとおり示しています。

## なぜ協働が必要なのか？

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、情報社会の進展、ライフスタイルの多様化など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

市民のニーズや地域課題は多様化しており、行政や単独の団体の力だけでは全ての課題に対応することが難しくなっているというのが現実です。

そこで、行政を含めたまちづくりの多様な主体が、それぞれの強みを生かし、協力・連携し、多様化する地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

## つながる鎌倉条例第9条(解説)

<b>ア 対等・相互理解</b>
市は、協働がふさわしい事業について、市民活動団体等と対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重します。
<b>イ 自主・自立</b>
市及び市民活動団体等は、対話などを通じて信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たし、お互いの立場を理解して役割とリスクを分かち合い、対等な立場で協働していきます。
<b>ウ 目的共有</b>
市及び市民活動団体等が、相互に事業の目的及び内容を理解し合意形成を進め、目的の実現までの過程を共有します。
<b>エ 検証・見直し</b>
協働の成果を高めていくために、市及び市民活動団体等とで、協働して行った事業について、目的の達成度や役割分担、情報の共有度などの結果について検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させます。

## 協働を進めていくには

### ①現状の整理

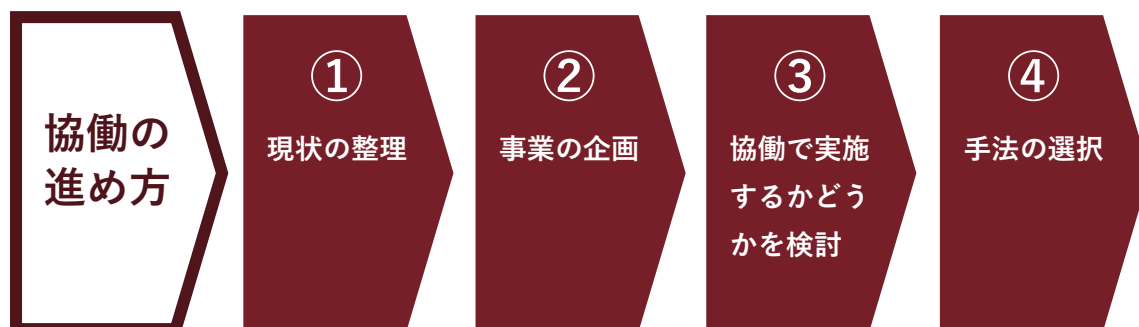
協働で実施するかどうかに関わらず、取り組もうとしている課題についてその状況等を整理し、課題と事業の目的を明確にしましょう。

### ②事業の企画

①で整理した課題・事業目的や現状を踏まえ、事業の企画を検討しましょう。成果目標については、例えばイベント参加者等の人数といった項目は、数値化することにより分かりやすくなります。成果が数値化できない事業であっても、組織内で共有できるよう成果目標を設定することが大切です。

### ③協働で実施するかどうかを検討

②で作成した企画をもとに、課題解決のために協働が必要かどうかを検討します。市民活動団体等と協働で実施することにより、「効果的・効率的な事業実施が期待できる」「市民ニーズにきめ細かく対応することができる」など、より市民サービスの向上につながるかどうか基本的な判断基準になります。市ができること・できないこと、協働相手ができること・出来ないこと、協働で実





施することによるメリット・デメリットを判断材料として整理し、検討してください。鎌倉市で行っている協働の取り組みが9ページから14ページに記載されていますので、参考にしてください。

#### ④手法の選択

協働で実施することを決定した場合、次にその手法について検討します。事業の目的や期待する効果などから、適切な手法を検討してください。手法については9ページから14ページに記載されていますので、参考にしてください。

#### ⑤協働の相手方を探す

協働事業の相手方を探します。より効果的な協働事業とするため、相手方に求めること（専門知識、ノウハウ、実績など）を検討し、選定していきます。鎌倉市市民活動センターでは鎌倉市内で活動する市民活動団体等の登録情報があります。市民活動センターのホームページに登録団体の情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

#### ⑥協働の相手方との関係づくり

協働の相手になってもらうために、まずはお互いを知ることが大切です。協働の原則（7ページ）に基づき、協働で実施することについて話し合しましょう。

#### ⑦協働による事業の実施

協働で実施することについて相手方との合意が取れたら、実際に協働で事業を進めていきます。事業を進めるにあたっては、お互いに進捗状況を管理し、積極的にコミュニケーションを図りながら進めましょう。打ち合わせなどは必ず記録し、関係者間で共有できるようにしておきましょう。

#### ⑧事業の振り返り・評価

事業の実施状況や取組成果等について、双方で評価を行いましょう。評価項目は、共通のものを使用し、評価を共有しましょう。事業の評価については、実施した事業の目的などから評価項目を作成してください。協働の評価については、「市民活動団体と市による相互提案協働事業」の評価シートを参考にしてください。（巻末資料44・45ページ）

#### ⑨協働の継続

事業の振り返りを踏まえ、今後の方向性について検討しましょう。協働を継続するかどうかについては、「①現状の整理」に戻って検討を進めてください。協働での経験を生かし、課題達成に向けてより高い効果を得られるように創意工夫を続けることが大切です。



⑤

協働の  
相手方  
を探す

⑥

協働の  
相手方との  
関係づくり

⑦

協働による  
事業の実施

⑧

事業の  
振り返り・  
評価

⑨

協働の継続

# 協力や協働等の手法

協力や協働等の手法、その相手方は様々です。鎌倉市の事例と共に見ていきましょう。

## 意見・情報交換 ▶ 事例1

市の施策・事業・市民ニーズ等について市民活動団体等と意見・情報交換を行います。相手方と意見交換の場を設定するだけではなく、フォーラムやワークショップなどで意見・情報交換をする方法もあります。相手方やテーマに合わせて、各課で工夫しながら行っています。単発での意見交換だけではなく地域の市民活動団体等と日常的にコミュニケーションを図ることで、事業に必要な様々な情報を得ることもできます。

## 相互提案協働事業 ▶ 事例2・3・4

市と市民活動団体が協働で行う公益的な事業について、市民活動団体から提案を受け、選考の上協働で実施する制度です。団体側から事業の提案を受ける団体提案と、市が募集した事業に対して団体から提案を受ける市提案があります。採択されると、1事業につき30万円を限度として市が事業費を負担します。今までの実績は巻末資料(29ページから34ページ)に掲載しています。現在制度の見直しを行っており、令和4年度の新制度運用を目指して検討を進めています。

### 事例1

#### 意見交換・情報交換 ▶ 【政策創造課・企画課（旧企画計画課）】

#### 市民対話 ～2030年の鎌倉を「ともに考え、ともに創る」～

基本計画策定に向けて、鎌倉市内在住・在勤・在学の中学生以上の方を対象としたワークショップ（全4回）を実施。将来の鎌倉のありたい姿について、ともに考えました。10代～80代の方、延べ223名にご参加いただきました。また、現在も「鎌倉市の未来について『ともに考え、ともに創る』おかわり企画」として市民対話を継続しています。



※詳しくは下記 URL をご覧ください  
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisaku-souzou/20181024.html>

全4回の流れ

1 地域の魅力を集める



2 鎌倉市のありたい姿を描く



3 共創のための問いを生み出す



4 共創活動のアイデアを探索



事例2

ハイキングコースパトロール事業

観光課と公益社団法人風致保存会との協働事業で実施。市内3箇所のハイキングコースの安全確認や利用者への注意喚起のための定例（又は臨時）パトロールを行うことによりコース上の安全確保と適正な利用を図っています。市民活動団体は倒木や崖崩れ等の危険箇所を発見したら注意テープを張り付けて利用者への注意喚起を図り、写真で市に報告し、市は報告を受けて危険箇所への措置等対応を行っています。団体の緑地保全のノウハウやネットワークを活かしたコースの保全が行われています。



相互提案協働事業で平成20年度～22年度に実施。その後担当課で現在まで継続して協働事業として実施している。ハイキングコースパトロールチームは現在、市内のハイキングコースで活動中



事例3

自治・町内会活動支援のためのハンドブック作成事業

地域のつながり課とかまくらっぶ（市民活動団体）との協働事業で実施。自治・町内会長へのアンケートやヒアリングにより、自治・町内会の運営に役立つ情報やその地域で力を入れている活動を調査し、自治・町内会支援のためのハンドブックを作成しました。市民活動団体は自治・町内会等への取材や市民にわかりやすい掲載内容のアイデア・デザイン等を、市は取材先への協力依頼や市が保有している情報の提供、成果物の広報・配布等を担い制作しました。

よくある質問と事例

質問	事例
「会員が高齢化のため世代交代したい」、「新規マンション等のアプローチ方法を知りたい」など、自治会・町内会で課題として取り上げられやすい質問と事例をまとめて掲載。課題解決のヒントとなる、他自治会・町内会の事例を紹介すると共に、ハンドブックの対応ページを逆引きできるよう工夫	

「会員が高齢化のため世代交代したい」、「新規マンション等のアプローチ方法を知りたい」など、自治会・町内会で課題として取り上げられやすい質問と事例をまとめて掲載。課題解決のヒントとなる、他自治会・町内会の事例を紹介すると共に、ハンドブックの対応ページを逆引きできるよう工夫

※平成29年度実施

各地域へのヒアリング等、丁寧な情報収集を行い地域課題を抽出することにより、説得力のあるハンドブックが完成。また、市民活動団体が関わることで、行政が作成するよりもやわらかく、親しみのもてる良いものになった



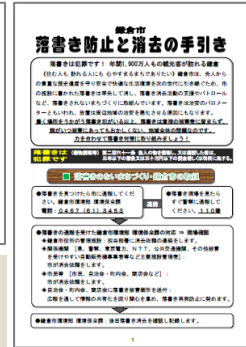
事例4

鎌倉市落書きのないまちづくり事業

環境保全課とキープ鎌倉クリーン推進会議（市民活動団体）との協働事業で実施。市内の落書き・張り紙等の消去を市民活動団体との協働で行っています。市民活動団体は清掃活動や市内パトロールのノウハウを活かした落書きの発見・消去作業を担い、市は団体から連絡を受け、落書き箇所の所有者や公的機関等との連絡調整を担っています。また、本事業での取り組みにより「落書き防止と消去の手引き」を作成し、ホームページで公開しています。



相互提案協働事業で平成21年度～23年度に実施。その後担当課で現在まで継続して協働事業として実施している。手引きでは、子供会や自治会で実施した「落書きされないための取り組み事例」も紹介



協働事業 ▶ 事例5・6  
(相互提案協働事業以外)

相互提案協働事業の制度によらず、各課で独自に協働事業を行っている事業もあります。相手方は市民活動団体に限りません。例えばこども支援課の冒険遊び場は市民活動団体との協働、広報課の暮らしのガイドブックは民間企業との協働で行っています。協働事業として実施する旨の意思決定、協働の相手方の選考などは各課で決裁等を取って行っています。現在、協働に関する考え方やルール of 整理、仕組みづくりの検討を進めています。

審議会等への参画

審議会等の委員として市民活動団体等に参画していただく方法です。テーマに関連したニーズの把握、専門的知識や技術に基づく提案や意見などを受けることができます。

実行委員会

市と市民活動団体等やその他の主体により構成される新しい組織を立ち上げ、その組織が主催者となって事業を行います。市にはない専門性やネットワークを活かすことができ、イベントなどは幅広い市民の参加が期待できます。



事例5

かまくら冒険遊び場・梶原

市民活動団体との協働で運営する、常設の冒険遊び場です。子ども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業で、子どもたちに緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然の中での遊びを展開することで、子どもたちの育ちを支援しています。



事例6

暮らしのガイドブック

行政情報や観光、医療、まちの情報など、暮らしに密着した便利な情報を掲載した冊子の作成・発行・配布を官民協働事業として行っています（市民便利帳として昭和56年度から発行を開始し、平成20年度から民間事業者との協働事業として発行）。市は各種手続きをはじめとする行政情報の提供を、事業者は冊子の編集や広告収入による制作費の確保などの役割を担い制作しました。冊子は全戸配布のほか、市役所本庁舎受付、広報課（市役所本庁舎2階）、各支所などでも配布。転入者には、転入手続きの際に窓口でお渡ししています。



各種手続きをはじめ、防災、子育て、医療機関リストなど、鎌倉市民の暮らしに役立つ情報が満載

発行部数100,000部（全戸配分含む）。製作及び配布に要する経費は広告費で対応している

## 共催・後援

鎌倉市共催等承認基準に基づき実施します。共催・後援で行う事業については、広報かまくらへの掲載や市の広報板へ掲示することができます。

**【共催】** 市の市政運営の推進に大きく資する事業等であり、かつ、主催団体から市と共同で実施することの申出があった事業等に対して、本市が事業等の企画又は運営にかかわり、共同主催者として責任の一端を担うことを言います。事業に対する責任や費用負担の範囲について明確にするため、本市と主催団体との間で協定書を締結します。

**【後援】** 市として経費の負担はせず、直接運営に関わらない事業であるが、本市がその趣旨に賛同する事業に対して、「鎌倉市」の名義の使用を承認することを言います。

## 業務委託 ▶ 事例7

委託契約に関しては、地方自治法や契約規則等関係法令に則り行わなければなりません。市民活動団体等が受託した場合でも、契約書などに定められた債務を履行する義務を負うほか、契約違反の場合は行政に対する損害賠償義務を負います。現在、鎌倉市では、市の事業のうち市民活動団体等へ委託することにより事業の有効性・効率性等の向上が見込まれる業務について、市民活動団体等への委託を推進するための仕組みづくりを検討しています。市民活動団体等の先駆性や地域性などの特性を活かすことにより、より市民ニーズに合ったサービスの提供が可能になります。

## 事例7

### 業務委託 ▶ 【障害福祉課】

### 地域活動支援センター事業委託

障害のある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援を行うとともに日中における活動の場を確保、創作的活動または生産活動の機会の提供などの事業の実施について、市民活動団体等へ事業委託を行っています。地域のバザーやお祭りへの参加、学校との交流事業など、地域と連携した取組を行っています。本庁舎ロビーで行われている鎌倉ふれあいショップでは、施設利用者の手作り品などが販売され、その収益は施設利用者の工賃などに充てられています。



鎌倉ふれあいショップは市役所本庁舎ロビーで毎月不定期に開催。8月は鎌倉野菜、乾燥こんにゃく、高野豆腐、ポストカード、ポーチ、りんごジャム、蜂蜜、ブローチ等を販売

#### 鎌倉ふれあいショップ 8月の開催予定

鎌倉市役所1階ロビー (10:30~14:00)

- 4日(火) ぶどうの木(鎌倉市・宇都宮市・横浜・川崎市)
- 6日(木) 虹の子作業所(ホーランドワークス・クッキー・餅・焼き・やんてんば)
- 11日(火) リっしん洞(コーヒ)
- 18日(火) スローライフ(ホームベイク・おや・おや・おや)
- 20日(木) 鎌倉黒福(カッキー・おや)
- 25日(火) リっしん洞(コーヒ)
- 27日(木) 虹の子作業所(ホーランドワークス・クッキー・餅・焼き・やんてんば)

鎌倉市役所前庭 (10:30~14:00)

今はありません

製品紹介 (加工者の顔です)



※ 鎌倉ふれあいショップは鎌倉市の障害者福祉施設において運営され、障害者利用や障害者支援施設(センター)で毎月不定期に開催されています。  
主催：鎌倉ふれあいセンター(障害者福祉課) / 協賛：障害者・障害者福祉課(障害者福祉課) / お問い合わせ：事務局 電話 0467-47-9356

## 補助金等

補助金は、一般的には特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に支出するものです。自治会・町内会等に対する補助金については、鎌倉市のホームページに一覧を掲載しています。  
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/hozyokinitiran2903.html>  
補助金の交付にあたっては、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱や事業ごとの取扱要綱等に基づいて行ってください。

## 公の施設の管理運営 ▶ 事例8

これまで公の施設の管理運営を委託する場合には、市の出資団体（いわゆる外郭団体）又は公共的団体に限られてきましたが、平成15年の地方自治法の改正で、市が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせることができるようになり、民間事業者の参入が可能になりました。指定管理者制度の導入を検討する場合は、「指定管理者制度導入の手引き」により進めてください。

### 事例8

#### 公の施設の管理運営 ▶ 【地域のつながり課】

#### 鎌倉市市民活動センター指定管理

鎌倉の市民活動センターは、公募の市民活動団体の代表者で組織された「市民活動支援検討委員会」がセンター設立に際し、企画、立案、準備に主体的にかかわり、2年間の議論と実践を経て平成10年に日本初の公設民営の市民活動センターとして設立されました。その後、平成18年度から指定管理者制度を導入し、「認定NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議」（設立時の検討委員会が市から独立し、公募市民を加えて法人化した組織）が指定管理者として施設の運営を行っています。団体の会員自身の市民活動の経験やネットワークを活かし、窓口での市民活動の相談や市民活動に役立つ講座の開催などを行っています。



鎌倉・大船の各センターには、会議室や、ポスター・チラシの掲示・配架のできる情報コーナー、ロッカーやメールボックスの貸し出し、印刷機、紙折り機、プロジェクターなどの機器類の貸し出し等、市民活動を支援するための各種機能も整備されている

# 3

## 鎌倉市の関連施策

鎌倉市では、市民活動と協働を推進していくための条例と指針を定めています。わたしたち職員は、条例や指針に定められた趣旨や考え方にに基づき行動し、魅力と活力にあふれる地域社会を実現していく必要があります。

### 市民活動と協働を 推進するための条例と指針

#### つながる鎌倉条例

つながる鎌倉条例は、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めた条例です。

鎌倉には、先人たちがつくりあげた、市民がまちをつくるという市民風土があり、現在の市民活動にも受け継がれています。こうした活動を次世代に引き継ぐ必要性と、市、市民等、市民活動を行うものなどがとも

につながり、それぞれの特性を生かしながら、魅力と活力にあふれる鎌倉のまちを築くために条例を制定することを前文で表現しています。

そういった背景から、市民活動や協働を推進していくために、様々な活動主体がつながるとともに、過去から現在に受け継がれていたものを、次世代に継承していこうという想いを込めて「つながる鎌倉条例」という名称にしました。

つながる鎌倉条例では、市の責務として「市は、職員一人一人が市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めること」と定められており、わたしたち職員は市民活動や協働についてその重要性や理解を深めなくてはなりません。ぜひこの手引きをその手助けとして活用してください。



## 市民活動と協働を 推進するための指針

市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方が指針で示されています。指針に記載されている「具体的な施策」では、つながる鎌倉条例で掲げられている施策（活動の場の提供、財政的支援、情報の提供など）について、考えられる取り組みなどを記載しています。また、限られた時間と予算の中、具体的な施策を着実に進めるため、優先度を設定しています。重点施策として令和3年4月に「市民活動推進基金」を設置しました。それ以外にも、活動拠点の確保・協働の制度の見直しのほか、市職員の意識向上については、特に喫緊の課題として重点施策に位置付けられています。



## 相互提案協働事業

鎌倉市には、市と市民活動団体が協働で行う公益的な事業について、市民活動団体から提案を受け、選考の上協働で実施する制度があります。この制度は、特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議とともに、平成14年度から市民活動団体等と市との協働事業に向けた取組みを行い、平成19年度に事業の募集を開始し、翌20年度から事業をスタートしているものですが、現在制度の見直しを行っています。

※概要や具体事例はP9～11、平成19年度～令和元年度までの実績はP29～34をご参照ください。

## つながる鎌倉条例 制定までの経緯

つながる鎌倉条例の制定にあたっては、市民、関係団体、学識・知識経験者、市職員などで構成する検討会で3年に渡り検討を行いました。更に市民向けのワークショップやシンポジウム、アンケートやヒアリング調査、パブリックコメント、庁内意見募集など、制定に向けてたくさんのご意見をいただいて作り上げたものです。

### 【平成28年度】

- ・(仮称)市民活動推進条例検討会(14回)
- ・職員ワークショップ(2回)
- ・市民ワークショップ(2回)
- ・未来創造シンポジウム  
～市民が主役のまちづくり～
- ・パブリックコメント(第1回)
- ・庁内意見募集

### 【平成29年度】

- ・(仮称)市民活動推進条例検討会(9回)
- ・パブリックコメント(第2回)
- ・庁内意見募集
- ・(仮称)市民活動推進条例に関するアンケートの実施
- ・鎌倉市市民活動調査分析(ヒアリング調査)の実施

### 【平成30年度】

- ・(仮称)市民活動推進条例検討会(5回)
- ・(仮称)市民活動推進条例の制定に向けた意見交換会(市民向け・2回)
- ・パブリックコメント(第3回)
- ・(仮称)鎌倉市市民活動推進条例  
庁内検討委員会(2回)
- ・(仮称)市民活動推進条例制定に係る  
(仮称)市民活動推進条例検討会委員と  
市議会議員との意見交換会

平成30年市議会12月定例会(可決)

# 4

## 中間支援組織

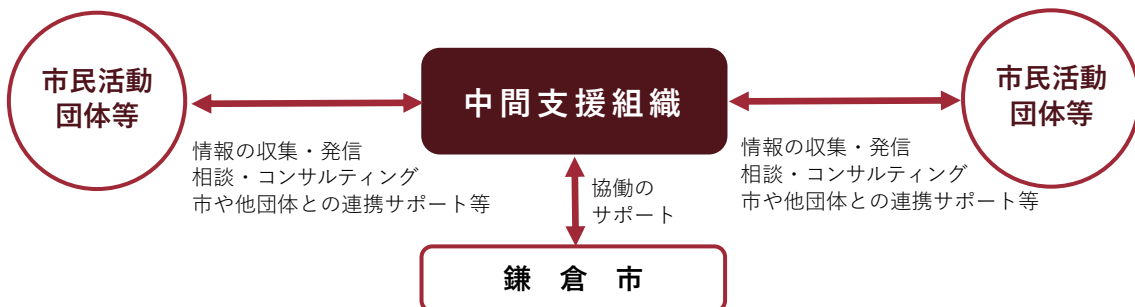
市民活動団体等を支援する組織として「中間支援組織」があります。地域で活動している市民活動団体等の情報を知りたいときは、鎌倉市市民活動センターにお気軽にご相談ください。

### 中間支援組織

「中間支援組織」とは、市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動が円滑かつ活発化することができるように支援する組織をいいます。市民活動団体等が事業を始めるにあたり、市民活動や協働を円滑に進めるためには、市民等や市民活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が欠かせません。

このためにも中間支援組織自体の活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。

また、市民活動を活発化するためには、中間支援組織が市民活動団体同士、市民活動団体と行政の間にあって、情報の収集・発信、相談・コンサルティング、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担い、市民活動団体等の連携を強化することが重要です。



## 鎌倉市市民活動センター

鎌倉市ではこうした地域の活性化や社会課題、地域課題の解決のための中間支援組織として「鎌倉市市民活動センター」を指定管理者制度により運営しています。市民活動センターは、市民活動や協働を活性化するうえで重要な役割があります。市民活動センターは中間支援組織として、市民活動の推進のために下記の役割を果たすよう努めるものとしています。

団体の活動を支援するだけでなく、様々な主体間のコーディネートも重要な役割です。市民活動団体等が行政と事業を行う際には、市の方針と団体の目的の擦り合わせ（団体側）や書類の作成支援など、市民活動センターが団体のサポートを行います。

また、職員のみなさんが協働の進め方などに困った際は、市民活動センターとの窓口である地域のつながり課まで、お気軽にご相談ください。

## その他の中間支援組織

### 【社会福祉協議会】

中間支援組織は市民活動センターだけではありません。例えば、社会福祉協議会もそれにあたると言えます。社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として社会福祉法第109条に規定されている各都道府県・各市町村に設置された民間組織（社会福祉法人団体）です。地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉協議会は行政組織ではなく、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、市内の地域福祉推進のための諸活動を実行する民間の社会福祉団体であることから、中間支援組織としての側面を持っていると言えます。

## ■ 鎌倉市市民活動センターの役割

(1) 新たな取り組みの担い手のサポートや環境整備、市民参加の促進

(2) 新たなつながりを創出するための各種事業の支援、コーディネート

(3) 企業、NPO、行政、学校などとの連携、ネットワークづくりの推進

①	②	③	④	⑤
情報、資金、ボランティアなど社会資源の分配	市民活動団体等の交流や団体同士の支援、多様なセクターとの連携をスムーズにする、ネットワークづくり	社会的な価値を創造するための支援	場の提供	その他



# Part 2

## 協働の 資料編

---

# データから見る鎌倉市の市民活動団体等

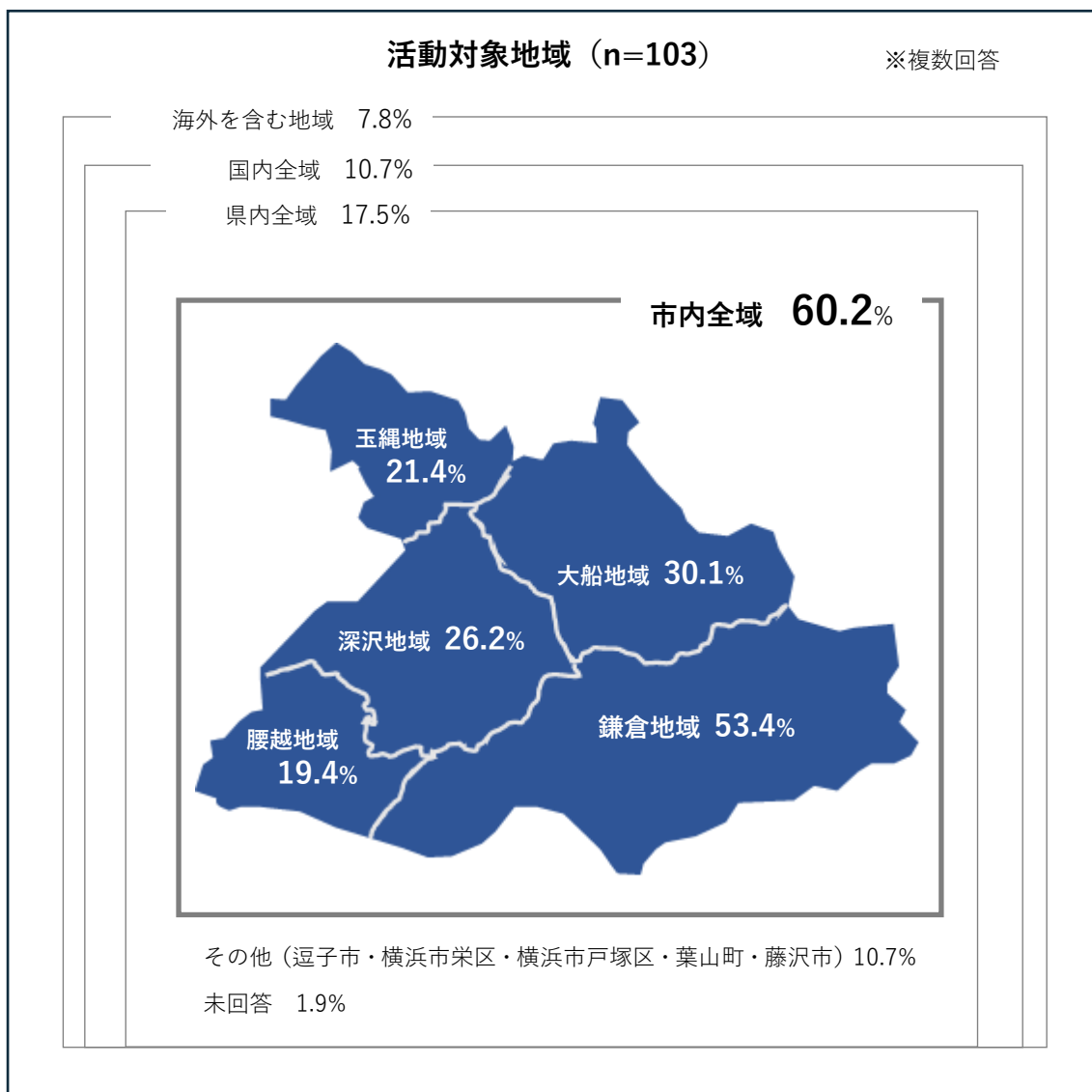
## 鎌倉市の市民活動団体等

鎌倉市市民活動センターには令和3年2月末時点で370の市民活動団体等が登録されていますが、登録していない団体も含め、市内では多くの市民活動が行われています。その全ては把握できていませんが、令和元年12月に、市内で活動している団体に対して活動状況に関するアンケートを実施しました。ここでは、その結果から鎌倉市内の市民活動団体の活動状況を見てみたいと思います。

## 活動対象地域

市内全域で活動している団体が最も多く、市内5地域では鎌倉地域が最も多くなっています。また、その他と回答した約10%の団体は、近隣の市町村まで活動範囲を広げていることが分かります。

※複数回答している場合もあるため、各地域の合計は100%以上になっています。

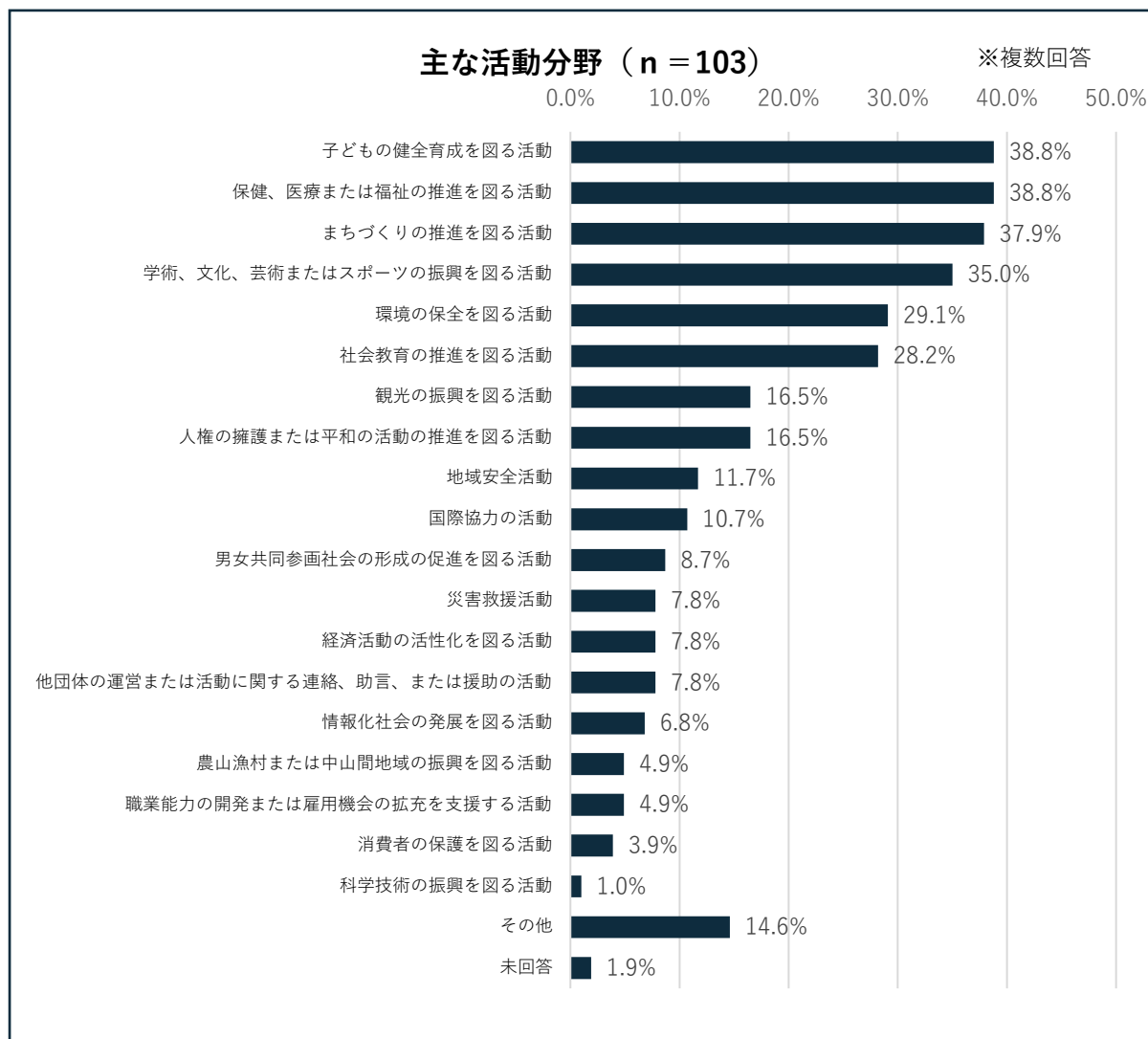


## 主な活動分野

「子どもの健全育成を図る活動」「保健、医療または福祉の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」が上位とな

っています。また、その他の回答では、福祉系の内容が多く回答されました。

鎌倉市も協働や委託などにより市民活動団体と事業を行うことがありますが、これらの団体の分野でのイベントの開催のほか、福祉関係の事業が多い傾向です。



### 【調査概要】 鎌倉市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケート調査報告書

調査対象：①市民活動センター利用登録団体 ②市内に主たる事業所がある NPO 法人  
③かまくらボランティアセンターに登録している団体  
④①～③以外でアンケートに協力する申出のあった団体

調査方法：郵送及びメールによるアンケート調査

調査期間：令和元年度（2019年）9月17（火）～10月18（金）まで

送付数（対象件数）：515件（うち郵送戻りや対象とならない旨の連絡のあった団体を除く493件）

回収数：103件 回収率：21%（103/493）

※「n」は各設問に対する回答者数

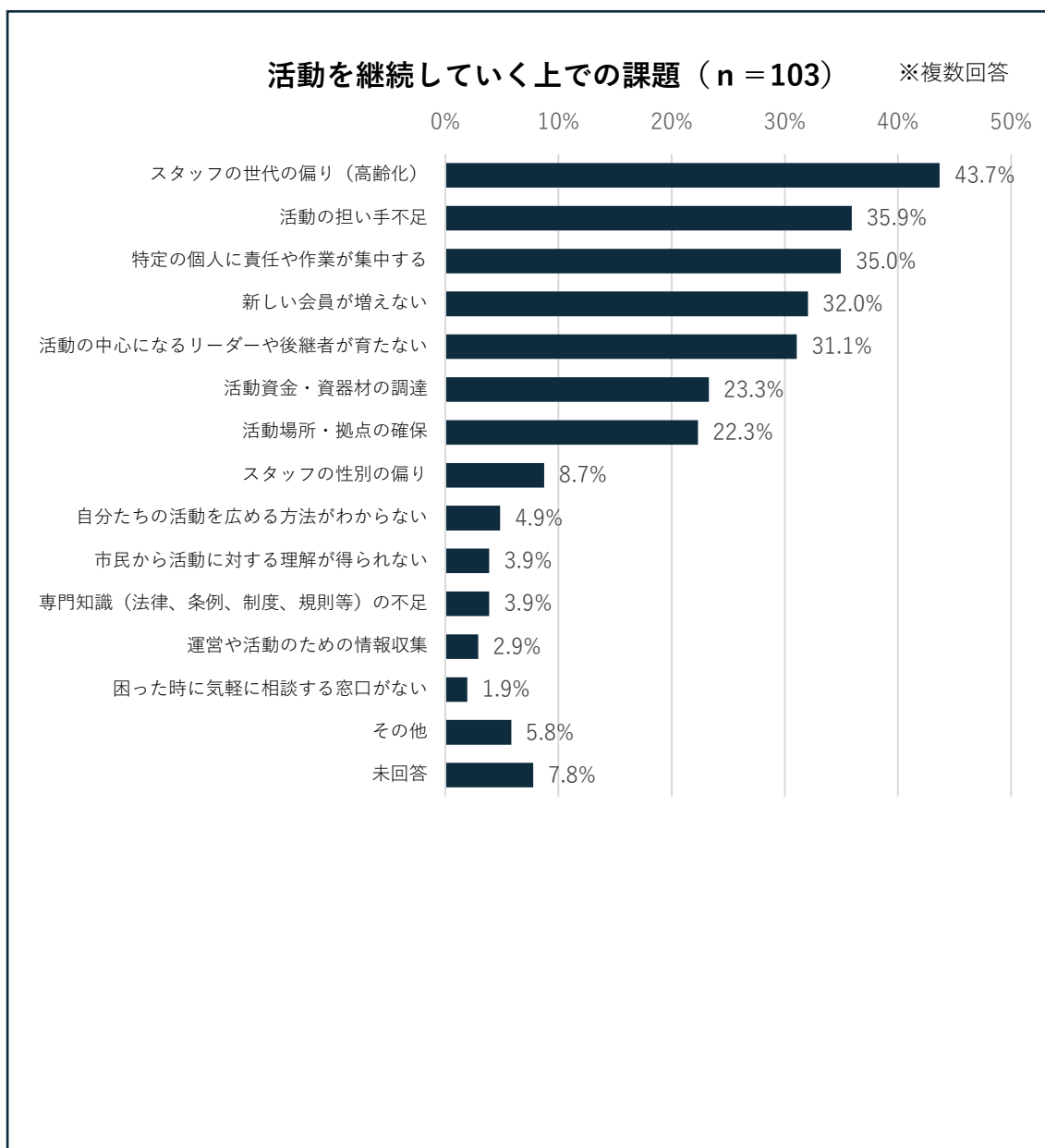
## 活動を継続していく上での課題

「スタッフの世代の偏り（高齢化）」が最も高い割合となっています。また、3割以上の団体が回答した課題では、「活動の担い手不足」「特定の個人に責任や作業が集中する」「新しい会員が増えない」「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」といった、上位を占めた課題はいずれも“人材”に関することであることが分かりました。このア

ンケートは令和元年度実施ですが、コロナ禍におけるテレワークの推進などをきっかけとし、地域の活動に目を向ける働き世代が増えてきており、そういった若い世代を巻き込んでいくことも必要と考えます。

## 課題の解決方法

活動を継続していく上での課題解決への取り組みについて、課題として上位に挙げられた“人材”に関する課題では、共通して



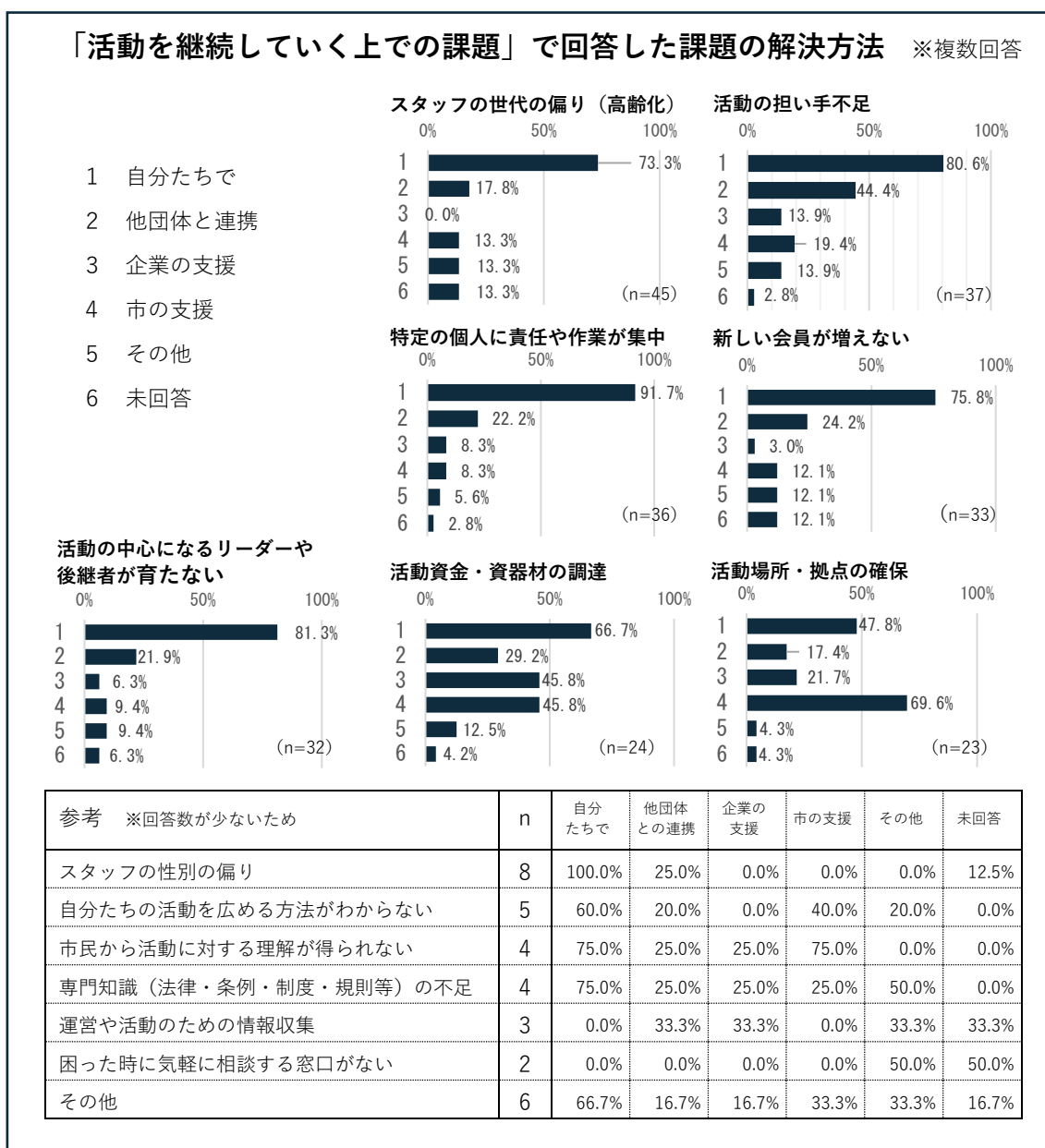


「自分たちで」と回答した団体が7割以上と最も多くありました。そのうち「活動の担い手不足」については「自分たちで」に次いで「他団体との連携」と回答した団体が4割以上あり、団体単独での解決だけではなく、様々な団体との連携を求めていることがわかりました。

「活動資金・資機材の調達」では、5割弱の団体が自助努力と合わせて、企業や市の支援を求めており、また、「活動場所・拠点の

確保」は、解決方法として「市の支援」が最も多く、こちらも市の支援が求められていることがわかります。

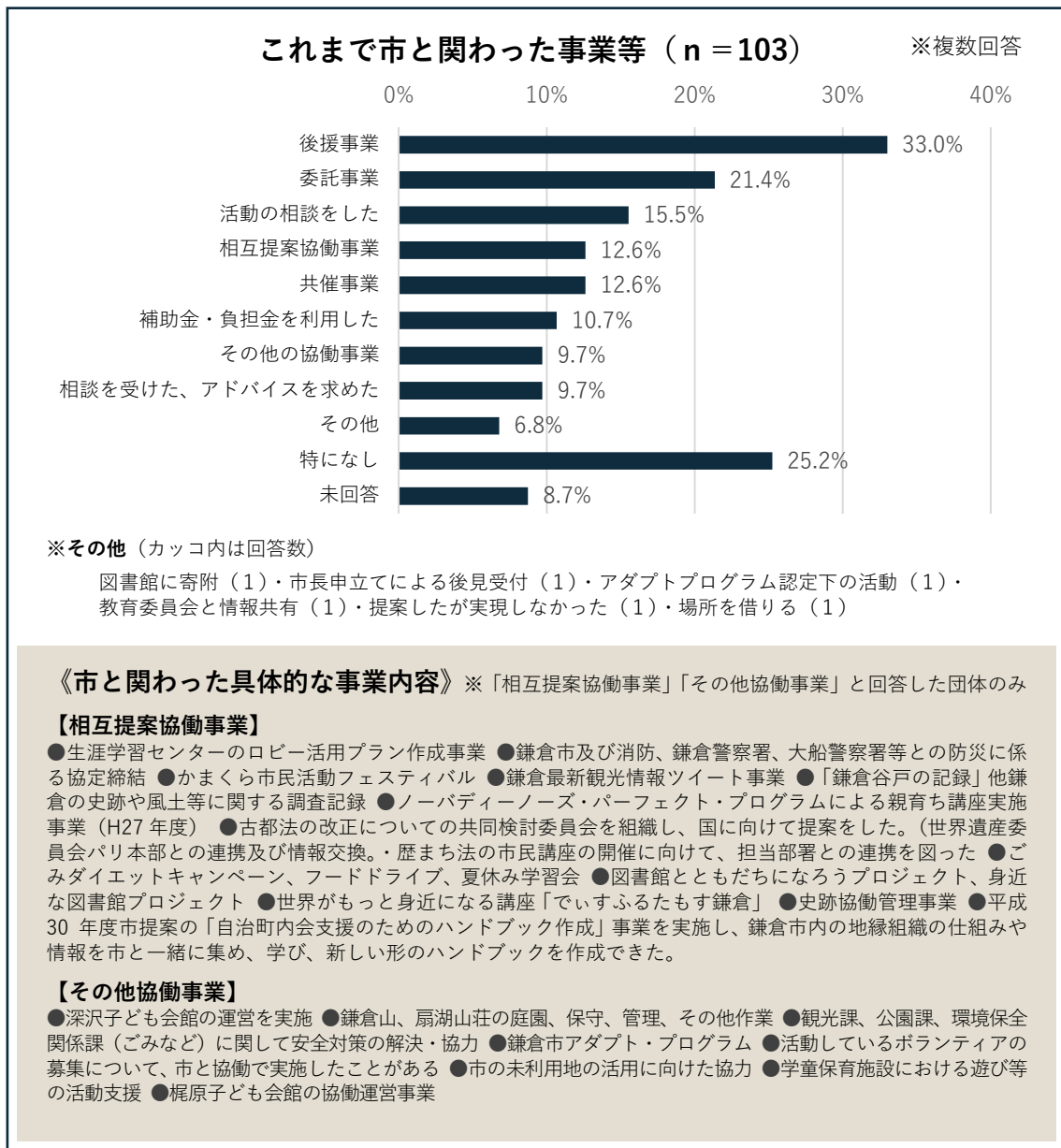
鎌倉市では、令和2年度に市民活動と協働を推進するための指針を策定し、重点施策として市民活動を支援するための基金の設置や民間施設等の活用に向けた協力体制の構築・公共施設の有効利用などを掲げ、喫緊の課題として取り組んでいます。



## 市との協働について

これまで市と関わった事業等については「後援事業」が最も多く、次いで「委託事業」「活動の相談をした」が多く回答されています。「市と関わった具体的な事業」で事業内容が回答されている「相互提案協働事業」は12.6%となっていますが、制度開始の平成19年度から令和元年度までの間で実施した事業は35件あります。また、そのうち

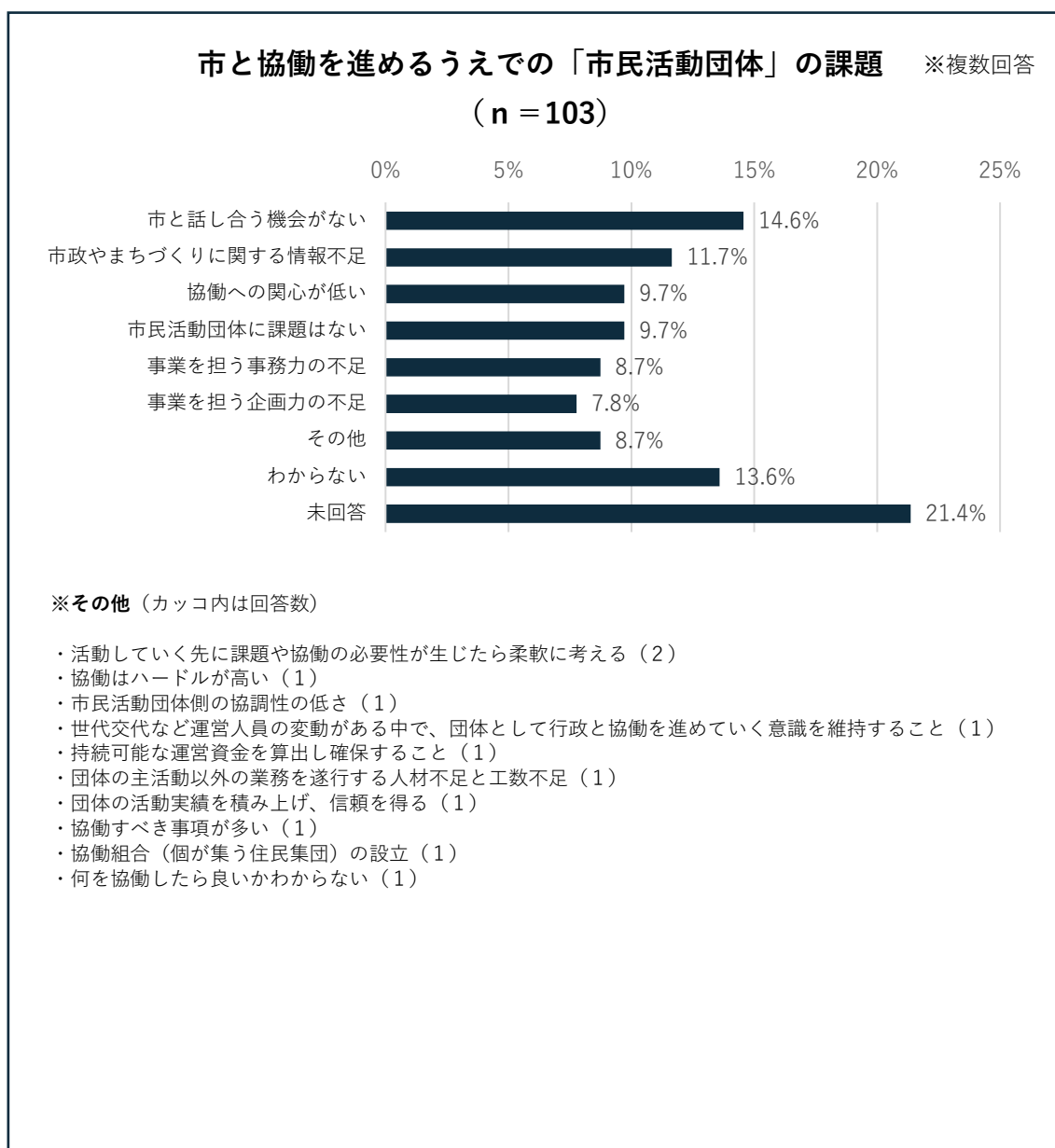
12件については、相互提案協働事業で実施した翌年以降も継続して実施しています。市民活動と協働を推進するための指針では、協働事業の見直しや市民活動団体等が市の事業を行うための仕組みづくりを施策として掲げています。協働等の手法については7ページから14ページに掲載していますので、事業実施の際には「協働」が有効であるかどうか、選択肢として考えてみてください。



## 市と協働を進めるうえでの「市民活動団体」の課題

協働を進めるうえでの「市民活動団体」の課題は「市と話し合う機会がない」が14.6%、「市政やまちづくりに関する情報不足」が11.7%となっており、市とのコミュニケーションに関する内容が上位に挙げられました。この二つの課題については、市の情報発信のやり方や団体とのコミュニケーション

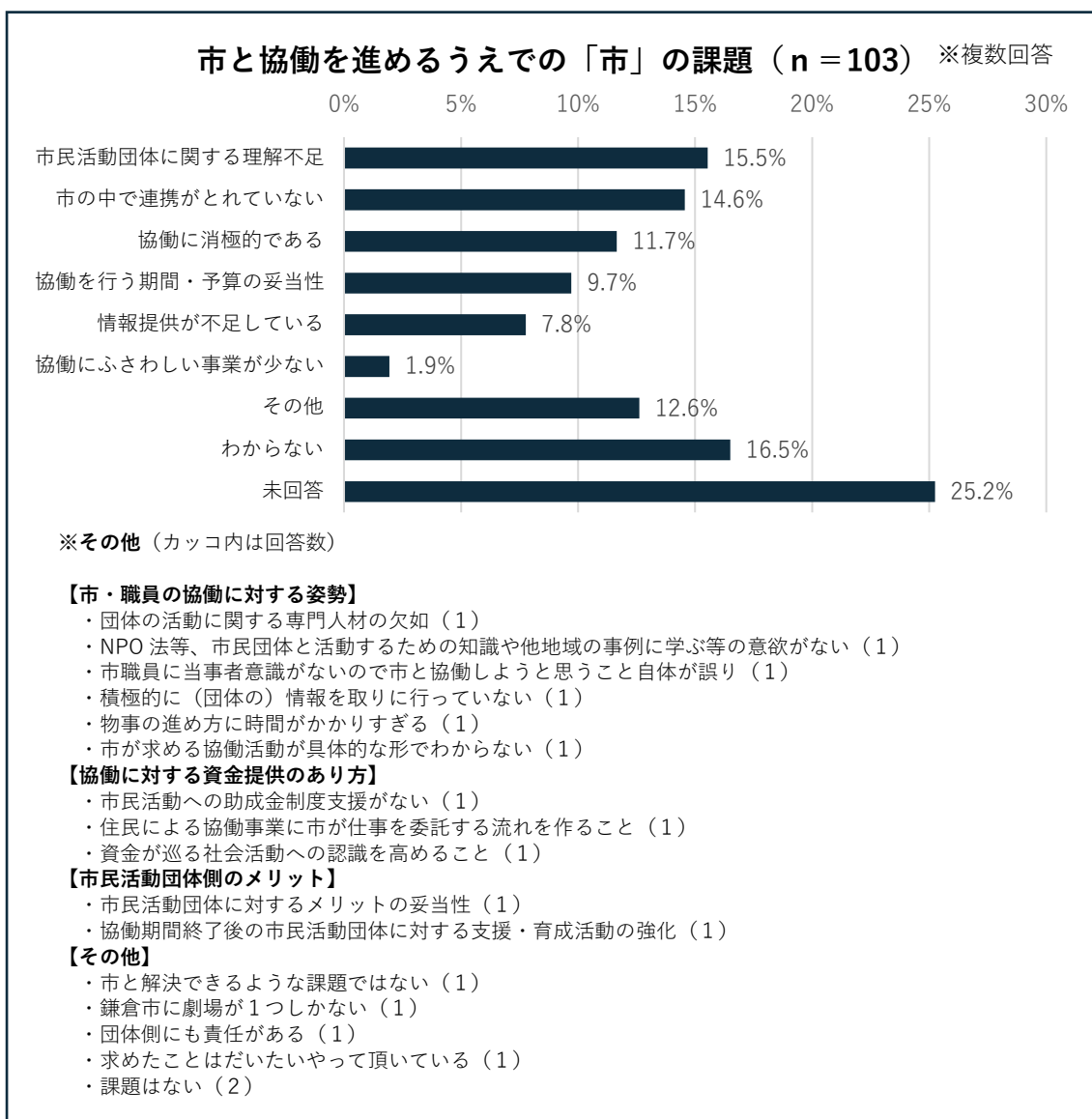
不足として、市の課題でもあります。そのほか、「事業を担う事務力の不足」「事業を担う企画力の不足」といった団体の組織基盤に関する課題も一定の回答がありますが、市民活動団体の自立や課題解決のための情報及び技術の提供は、中間支援組織の役割として市民活動センターが重要な役割を持っています。



## 市と協働を進めるうえでの「市」の課題

市と協働を進めるうえでの「市」の課題は、「市民活動団体に関する理解不足」「市の中で連携がとれていない」が上位に挙げられました。「その他」については、市や職員の協働に対する姿勢、協働に対する資金提供のあり方、協働することによる市民活動団体側のメリットに関する内容が挙げられています。わたしたち職員の市民活動・協働に関する意識向上は喫緊の課題として取り組

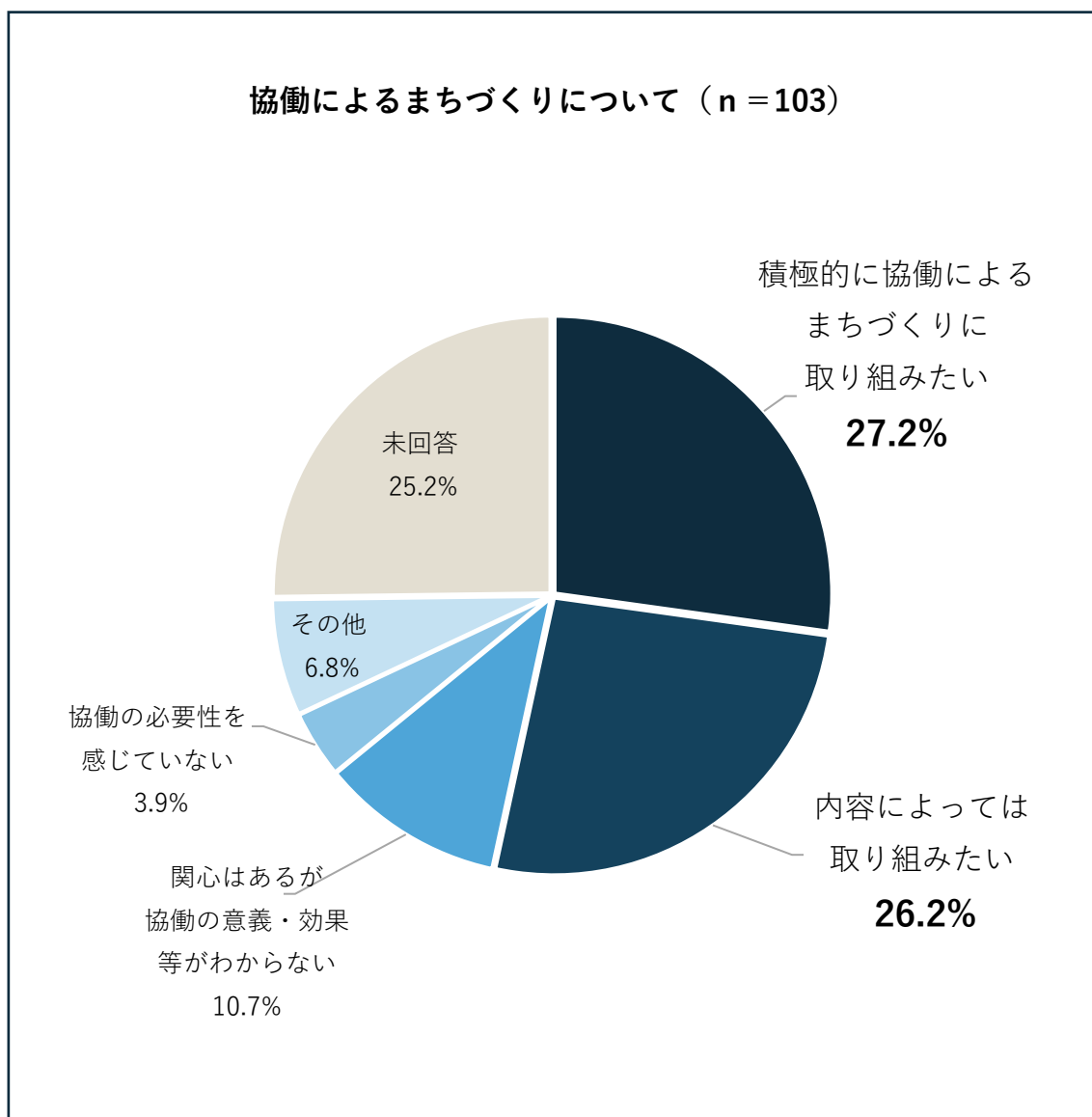
んでいく必要があります。市民活動と協働を推進するための指針においても重点施策として掲げています。また、「市の中で連携がとれていない」ことについては、協働などで実施する際にその事業のみの視点で考えて「その範囲は自分の課の仕事ではない」と可能性を狭めてしまっていることはありませんか？担当業務だけではなく、市民の福祉の向上として視点を広げてみると、新たな事業の可能性が生まれるかもしれません。



## 協働によるまちづくりについて 「半数以上が前向きに」

協働によるまちづくりについては、「積極的に協働によるまちづくりに取り組みたい」と「内容によっては取り組みたい」を合わせると、半数以上の団体が「協働によるまちづくり」について前向きに考えていることが分かります。業務上、子育て、教育、福祉、環境、まちづくりなどの分野を所管している課は市民活動団体と関わることが多い傾向にあります。担当業務によっては一切

市民活動団体と関わらないこともあります。地域に根差した活動を行っている市民活動団体は、行政の画一的な支援だと届かない部分を担っていることも多くあります。今は関わってなくても、市民活動団体と協力することにより、よりよいサービスの向上につながる事業があるかもしれませんので、ぜひ一度担当業務を振り返ってみてください。



## 相互提案協働事業の実績（平成19年度～令和元年度）

事業の報告書は、市のホームページ [ホーム > くらし・環境 > 地域コミュニティ・市民活動 > 市民活動団体と市による相互提案協働事業 > 市民活動団体と市との協働事業について] でご覧いただけます。

### ◆平成19年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
不用品登録事業	(特非) 鎌倉シチズンネット (特非) 鎌倉リサイクル推進会議	市民相談課(旧市民活動課) 現在⇒ごみ減量対策課	市が行っている不用品登録制度にインターネットを活用していくことで、より多くの市民が利用できる制度にする。
防犯フォーラム開催等事業	(特非) ICP地域振興協会	市民安全課(旧安全安心推進課)	防犯活動を行っている団体の事例発表や交流を目的としたフォーラムの開催により、地域の連携の推進を図り、事例集を作成して啓発活動を行う。
ハイキングコースパトロール事業	(財) 鎌倉風致保存会	観光課(旧観光商工課)	市内3ヵ所のハイキングコースの安全確認や利用者への注意喚起のための定例(又は臨時)パトロールを行うことによりコース上の安全確保と適正な利用を図る。
生活支援サービス調整機関検討委員会設置等事業	鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会	高齢者いきいき課(旧高齢者福祉課)	介護保険による生活支援サービス対象外の軽度生活困難者や認知症、重度介護高齢者の生活ニーズに円滑に対応するための調整機関の設置を検討する委員会を開催する。
図書館振興事業	図書館とともだち・鎌倉	中央図書館	図書館の楽しさや便利さ、重要な存在意義などをより多くの鎌倉市民に伝え、各方面での図書館利用が促進されるよう、図書館の振興事業を行う。

### ◆平成20年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
落書きのないまちづくり事業	キープ鎌倉クリーン推進会議	環境保全課(旧環境保全推進課)	落書きを見過ごさず、すぐに消すという活動によって落書きのないまちづくりを目指す。

子ども会館運営事業	(特非) 輝き・遊っ子 楽っ子	青少年課 (旧こどもみ らい課)	深沢第一子ども会館の運営及び乳 幼児親子向けや学童向けの各種イ ベントを実施する。
失語症等成人中途言 語障害者への支援事 業	湘南失語症者を支援 する会	障害福祉課(旧 障害者福祉課)	失語症等成人中途言語障害者のコ ミュニケーション支援を目的に、 グループ活動の場作りや相談など を実施する。

◆平成21年度(網掛けは団体提案)

事業名	団体名	担当課	事業内容
「WE LOVE 若宮 大路」事業	鎌倉市政を考える市 民の会 (特非) かまくら緑の 会	都市景観課	松並木の管理・美化清掃等多くの 市民活動団体の活動が連携するこ とにより、さまざまな視点から若 宮大路の維持・管理のあり方、ま た、生活道路としての若宮大路の 機能・景観を市民活動団体と市が ともに考え、具体的な取り組みの 検討を行う。
玉縄民俗資料館のリ ニューアル事業	玉縄城址まちづくり 会議	文化財課	玉縄の歴史と生活を伝える施設 「玉縄民俗資料館」の展示をリ ニューアルし、多くの人に玉縄の「昔 と今」を知ってもらうような展示、 また講座等を行う。

※「地デジ普及啓発事業」については、採択後未実施。

◆平成22年度(網掛けは団体提案)

事業名	団体名	担当課	事業内容
認知症の相談事業	かまくら認知症ネッ トワーク	市民健康課	専門的な知識と経験を持つ市民活 動団体として、当事者からの相談 を受け、専門知識を生かして認知 症の基礎知識や対応方法について 適切な助言を行うことで本人と家 族の抱える困難な問題の解決や負 担の軽減を図り、また必要に応じ てサービスや社会資源の活用に関 係するよう情報提供を行う。
障害者就労支援・雇 用促進普及啓発事業	(特非) 地域生活サポ ートまいんど	障害福祉課(旧 障害者福祉課)	障害者雇用や就労支援に関する理 解を深め普及啓発を図る講演及び シンポジウム事業を行う。

障害者就労支援員 (ジョブサポーター) 養成・派遣事業	かまくら福祉・教育ネット	障害福祉課(旧障害者福祉課)	障害者が企業への職場実習や就労をしていくにあたり、障害者に寄り添い、企業との連絡・調整、障害者の見守り・助言などのサポートを行う就労支援員の養成研修及び派遣事業を行う。
-----------------------------------	--------------	----------------	--

◆平成23年度

実施事業なし

◆平成24年度(市提案のみ)

事業名	団体名	担当課	事業内容
就労困難若年者就労体験支援事業	(特非)日本青年事業経営者協会	商工課(旧産業振興課)	ニート等の就労困難な若者の職業的自立支援のため、実際の職場で働くことを経験してもらう協力事業所を確保し、体験就労の場の提供につなげる。

◆平成25年度(団体提案のみ)

事業名	団体名	担当課	事業内容
町内会ホームページ作成・運営支援事業	(特非)鎌倉シチズンネット	地域のつながり課(旧地域のつながり推進課)	簡便な方法で更新可能な町内会のホームページの作成・運営を支援することで、素早い情報発信を可能とする。
家庭における省エネルギーへの取り組みを促進する事業	湘南・省エネネットワーク	環境政策課	家庭での省エネを継続させるため、家庭での省エネに取り組む参加者を募集し、小・中学校での出前授業開催を働きかける。また、将来の展望としてエネルギー供給側・学校などの多方面機関との協議やポイント制度活用などを検討する。



◆平成26年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
ノーバディズ・パーフェクト・プログラムによる親育ち講座実施事業	子育て支援グループ ブーケの会	こども相談課	「完璧な親なんていない」という考え方のもと、ファシリテーターと一緒に参加者同士が子育ての関心事を話し合う親育ち講座を開催する。
2015心をひとつに～つなげようみちのくの未来へ～	3.11ALL鎌倉実行委員会	地域のつながり課（旧地域のつながり推進課）	復興支援等を行う市民活動団体が一堂に会し復興支援イベントを開催し、東日本大震災に対する風化防止を図るとともに、市民の防災意識の向上を促す。

◆平成27年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
コミュニティカフェを目指した生涯学習センターロビーの活用検討	鎌倉市市民活動センター運営会議	生涯学習センター	鎌倉障害学習センターのロビーについて、幅広い年齢層に活用されるよう、「ロビー活用検討委員会」を組織して課題分析や活用方針案を検討する。
史跡協働管理事業	NPO法人みどりのレンジャー	文化財課	市内の指定史跡について、定期的に草刈等を実施し良好な環境を維持する。また、史跡巡回を行い、倒木落石等を文化財課に通報する。
鎌倉の観光事情に詳しい市民活動団体のノウハウを生かした観光案内図作り	鎌倉・文化の森	観光課（旧観光商工課）	多くの観光客が訪れるスポットを選択し、正確性やデザイン性を具備した案内図の原稿案を作成する。
一鎌倉の食を楽しむ一料理メニューの多言語化	NPO法人JIAOLIU鎌倉	観光課（旧観光商工課）	鎌倉を訪れる外国人観光客のため、飲食店のメニューを多言語化し、ホームページで公開する。
戦国時代の鎌倉の歴史遺産デジタルアーカイブ事業	玉縄城址まちづくり会議	文化財課 国宝館	玉縄城に関する寺宝、古文書のリストづくりとデジタル化を行う。

◆平成28年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
鎌倉最新観光情報ツイート事業	特定非営利活動法人 鎌倉ガイド協会	観光課（旧観光 商工課）	市内全域において最新の観光情報の収集を行い、鎌倉市観光商工課アカウントを用いたツイートを行う。観光施設の臨時休館など、特に観光客に情報提供すべき事案について市に情報提供を行う。
身近な図書館づくりプロジェクト	図書館とともだち・鎌倉	中央図書館	地域で活動するNPO、おはなしグループ、事業者等と連携をとりながら図書館振興活動を行う。「身近な図書館づくり」に求められるニーズと可能性を探る。
2020年オリンピックに向けて世界に通じるコミュニケーション力啓発事業	ヒッポファミリークラブ大船鎌倉	文化課（旧文化 人権推進課）	在住外国人や留学生等が講師となり、世界に通じるコミュニケーション力についての講座を開催する。
働くまち鎌倉推進～キャリアのセカンドステップ～	かまくら主婦'Sネットワーク	商工課（旧産業 振興課）	就労する上で必要な知識や手段を身に付けるためのセミナーや鎌倉の企業の人事・トップ等との懇談会を開催する。

◆平成29年度（網掛けは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
自治・町内会活動支援のためのハンドブック作成事業	かまくらっぶ	地域のつながり課（旧地域の つながり推進課）	自治・町内会活動に役立つハンドブックの作成
発達支援室・特別支援教育に関する情報紙の製作	いろんなカタチ鎌倉	発達支援室 教育指導課 障害福祉課（旧 障害者福祉課）	発達支援・特別支援教育に関する情報提供、および関係者ネットワークづくりに資するための情報紙の編集・発行

◆平成30年度（市提案のみ）

事業名	団体名	担当課	事業内容
小・中学生のための体験型社会科学習事業	玉縄城址まちづくり会議	教育センター	鎌倉市内の体験型社会科学習施設の活性化及び体験学習に必要な解説用資料の作成
車いす観光バリアフリーマップ作成事業	NPO法人湘南バリアフリーツアースタッフ	観光課	バリアフリーマップ作成事業

◆令和元年度（団体提案のみ）※令和3年度実施予定

事業名	団体名	担当課	事業内容
梶原大通り街路樹柵再生事業	梶原山町内会	公園課	梶原大通りの街路樹柵もツツジを補植することにより雑草の繁茂を防ぎ、市の雑草刈りの手間を省き、団地内市有地の景観を保持する。
SDGsみらい塾第三期	鎌倉ユネスコ協会	企画課	SDGの目標達成に貢献する市民の育成やSDGsを中心とした市内NPOネットワークの拡充、市専門家との協働を目的に既に開催されているSDGsみらい塾の拡充を行う。
「鎌倉観光公式ガイド」のコンテンツ充実事業	鎌倉シチズンネット	観光課	団体が開発中の「鎌倉観光公式ガイド」の情報を鎌倉市の紹介ページ「鎌倉観光公式ガイド」にリンクを張ることによって情報の充実を図り、「鎌倉観光公式ガイド」のコンテンツの不備や改良を行う。



2 協働事業者及び市は、事業実施途中に事業の内容及び役割分担に変更が生じる場合は、協働事業者と市が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

(業務の進行管理等)

第7条 協働事業者と市は、協働で事業に取り組むに当たり、事業目標及び事業実施計画の策定を行う。

2 協働事業者と市は、前項で定める事業目標及び事業実施計画に基づき、第6条で定める役割分担に従って事業の適正な執行に努め、定期的に事業の進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。

(費用の負担)

第8条 協働事業の経費は、別紙「協働事業収支予算書」に基づき、協働事業者は事業者負担金を、市は協働事業負担金を負担する。

2 協働事業負担金の支払い(方法、時期等)に関する詳細は、協働事業者、市双方協議の上、別紙のとおりとする。

(協定の変更)

第9条 事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じた場合は、市及び団体の双方で協議し、必要により協定書を変更し再度締結するものとする。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第10条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については、協働事業者及び市の両者に帰属するものとする。ただし、協働事業者又は市の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

2 協働事業者及び市は、この協定によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この協定の相手方の承諾を得なければならない。

(事業報告書等の作成)

第11条 協働事業者と市は、事業終了後、次に掲げる事業報告書等を作成し、双方で5年間保有するものとする。

- (1) ○○○○事業の実施状況
- (2) ○○○○事業にかかる経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、○○○○事業の実態を把握するために協働事業者と市が必要と判断した書類

(事業の評価)

第12条 協働事業者及び市は、実施した事業について相互に事業の評価を実施するものとする。

(法令遵守等)

第13条 協働事業者は、事業を行うに当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を

遵守しなければならない。

2 市は、協働事業者の事業の実施に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 協働事業者は、前項の規定による報告を求められたときは、市に対し当該報告を行わなければならない。

(損害の負担)

第14条 事業の実施に伴い第三者に損害を与えた場合の費用負担は、協働事業者、市それぞれの責務に帰する場合を除き、協働事業者と市が協議して決める。

(情報公開)

第15条 協働事業者は、事業の透明性を確保するために、当該事業に係る情報公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 協働事業者は、この協定による事業を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第17条 協働事業者は、市に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 市は、協働事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により協働事業者に損害が生じても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 協働事業者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 協働事業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(3) 協働事業者及び役員等が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 協働事業者が、資材及び原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 協働事業者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を資材及び原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、市が協働事業者に対して当該協定の解除を求め、協働事業者がこれに従わなか

ったとき。

- 2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、協働事業者は、協働事業負担金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 協働事業者は、事業実施に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 協働事業者は、不当介入を受けたことにより、事業実施に遅れが生じるおそれがある場合は、市と事業実施に関する協議を行わなければならない。
- 3 協働事業者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協定の解除)

第20条 協働事業者及び市は、協働事業者又は市がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるときは、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

第21条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協働事業者と市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、協働事業者と市が記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

協働事業者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
鎌倉市	鎌倉市御成町18番10号
	鎌倉市
	市長

個人情報の取扱いに関する特記事項(協定書第16条関連)

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 協働事業者は、市の定める鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシー並びに個人情報のうち特定個人情報については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(協働事業者の措置義務)

第2条 協働事業者は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 協働事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(守秘義務)

第4条 協働事業者は、事業実施に当たり直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。事業完了後又は協定解除後も同様とする。

(個人情報の管理)

第5条 協働事業者は、事業実施に当たり利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 協働事業者は、事業実施に当たり利用する個人情報について、本事業実施以外の目的で利用してはならない。また、市に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第7条 協働事業者は、市及び協働事業者間の個人情報の受渡しに関しては、市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、市に個人情報の預り証を提出しなければならない。



(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第8条 協働事業者は、事業完了時に、事業実施に当たり利用する個人情報について、市の指定した方法により、返還しなければならない。

(報告)

第9条 協働事業者は、市から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 協働事業者は、事業実施に当たり個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故

の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を市が別に定める書面により市に報告し、市の指示に従わなければならない。

2 協働事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 市は、事業実施に当たり個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第11条 協働事業者の故意又は過失を問わず、協働事業者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、市又は第三者に対して損害を発生させた場合は、協働事業者は、市又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙（第7条関係）

協働事業計画書

市民活動団体名  
鎌倉市

〇〇〇（以下「協働事業者」という。）と鎌倉市（以下「市」という。）が行う、〇〇〇〇〇事業に関する協定書に基づく事業の概要は次の表のとおりです。

事業名	
目的	
数値目標	
事業の内容	
事業の流れ	
事業の スケジュール	

別紙（第8条関係 協働事業の要綱第4号様式（第7条）と同様）

団体名 \_\_\_\_\_

収支予算書

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
収入合計 (A)		
II 支出の部		
支出合計 (B)		
収支差額 (A) - (B)		

\*支出計画

第1四半期（4月～6月）	円
第2四半期（7月～9月）	円
第3四半期（10月～12月）	円
第4四半期（1月～3月）	円
合 計 ((B)と同額)	円

別紙（第8条関係）

令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業負担金支払内訳書

（単位：円）

支払対象時期		支払予定時期	金額	備考
第1期	4月～6月分	4月	〇〇〇〇〇〇円	
第2期	7月～9月分	7月	〇〇〇〇〇〇円	
第3期	10月～12月分	10月	〇〇〇〇〇〇円	
第4期	1月～3月分	1月	〇〇〇〇〇〇円	
合計			〇〇〇〇〇〇〇 円	

支払方法：概算払い

「市民活動団体と市による相互提案協働事業」の評価シート

年 月 日

市民活動団体と鎌倉市による相互提案協働事業 評価シート ( 年度)

事業名 : \_\_\_\_\_

市民活動団体名 : \_\_\_\_\_ 担当課 : \_\_\_\_\_

(1) 事業着手前

評価項目	団体	担当課	理由 (団体と担当課それぞれ記入してください)
協定書作成に当たり 十分な話し合いが できたか			【団体】  【担当課】
協定書作成時に対等 な立場で話し合いが できたか			
協定書の内容は充分 であったか			
総括(評価のまとめ)			

(2) 事業実施過程

評価項目	団体	担当課	理由 (団体と担当課それぞれ記入してください)
当初の事業計画どお り行われたか			【団体】  【担当課】
対等な対場で進めら れたか			
互いの特性や資源を活か しあって進められたか			
課題認識、目的、過 程を共有して進めら れたか			
課題が出た時、話し 合いの場を持ち解決 できたか			
総括(評価のまとめ)			

(3) 事業実施結果

評価項目	団体	担当課	理由（団体と担当課それぞれ記入してください）
設定された目標（評価項目）は達成されたか			<b>【団体】</b>       <b>【担当課】</b>
予算の執行は予定通りであったか			
定められた役割分担は妥当であったか			
定められた役割分担は守れたか			
市民サービスは向上したか			
市民と行政の協働事業は効果があったか			
総括（評価のまとめ）			

(4) 今後の事業展望

事業を実施した結果を踏まえ、将来的な視点を含めた総括（評価全体のまとめ）	
--------------------------------------	--

※理由及び総括欄は、別紙で提出しても結構です。

※総括は、市民活動団体と担当課で協議した上で記入してください。

<p><b>★評価の基準</b></p> <p>○：十分に達成</p> <p>△：一部課題があるが概ね達成</p> <p>×：不達成</p>
--

